

危険性除去へ米軍普天間飛行場の運用停止を求める意見書

米軍普天間飛行場の5年以内の運用停止については、閣議決定され、安倍首相が普天間飛行場負担軽減推進会議において「できることは全て行う」と述べるなど、政府としての見解が示されていた。

しかし、これまで政府が運用停止について米側と具体的に協議をした形跡はほとんど見られない。世界一危険とされる同飛行場の現状は放置されたまま、5年以内の期限とされる平成31年2月18日まで残り1カ月と迫っているが、運用停止に向けた道筋すら見えていないことはまことに遺憾である。

また、ここに来て政府は、「辺野古移設」の進捗状況を理由に期限内の運用停止は実現困難であると明言している。

その一方で、同飛行場周辺住民は騒音被害や航空機事故の危険性にさらされ続け、米軍機の墜落、トラブル、小学校への部品落下の事故が相次いで発生し、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている住民の怒りと不安、墜落への恐怖は増すばかりである。

そもそも同飛行場の5年以内の運用停止は、危険性除去の早期実現に向けた政府と県との約束であり、県民の生命と財産を守ることを最優先するならば、「辺野古移設」の進捗状況とは関係なく、速やかにあらゆる方策により全力を挙げて取り組むべきものである。

危険性の除去を喫緊の課題としながら、問題解決に消極的な政府の姿勢は断じて容認することはできず、同飛行場の固定化は決してあってはならない。

よって、本市議会は、県民の生命、財産を守る立場から、政府の責任において同飛行場の5年以内の運用停止を確実に実現し、一日も早い危険性の除去が図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年（2019年）1月17日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣